

亀山市告示第51号

亀山市民間保育所等保育利用支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等保育利用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、民間保育所等が実施する保育利用支援事業に要する経費の一部を補助することにより、職場復帰に向けて民間保育所等に児童を入所させる保護者の不安を解消し、安心して子育てができる環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「民間保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業（第3項において「事業所内保育事業」という。）を行う事業所で、国、都道府県及び市町村（特別区を含む。）以外の者が市内に設置したものをいう。

2 この告示において「保育利用支援事業」とは、年度の途中から民間保育所等に入所する児童（以下単に「児童」という。）の保護者（当該児童が1歳に達する日まで育児休業を取得し、当該育児休業の終了後に当該児童を民間保育所等に入所させることが予約されている保護者をいう。以下単に「保護者」という。）に対する相談対応、保護者又は市との連絡調整その他の支援を、当該年度内において、当該児童が入所するまでの間、保育士等を配置

して行うものをいう。

3 この告示において「保育士等」とは、保育士（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第29条第3項、第31条第3項及び第44条第3項の規定により保育士とみなすものを含む。）及び保育教諭をいい、同基準第31条第1項の小規模保育事業B型及び利用定員が19人以下の事業所内保育事業にあつては保育従事者（市長又は市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を修了した者をいう。）を、同基準第33条第1項の小規模保育事業C型にあつては家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）を含む。

（補助金の名称）

第3条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市民間保育所等保育利用支援事業補助金（以下「補助金」という。）という。

（補助金の交付対象者）

第4条 この補助金の交付対象者は、保育利用支援事業を行う民間保育所等とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、2,406,000円と、民間保育所等が保育利用支援事業のために要した費用の額とを比較して、いずれか少ない額を上限として、予算の範囲内において市長が定める額とする。

（入所予約状況表）

第6条 補助金の交付を受けようとする民間保育所等は、亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）第3条の規定により提出する補助金等交付申請書に、入所予約状況表（別記様式）を添付しなければならない。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。